

ひまわり 向日葵

第249号

平成29年2月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

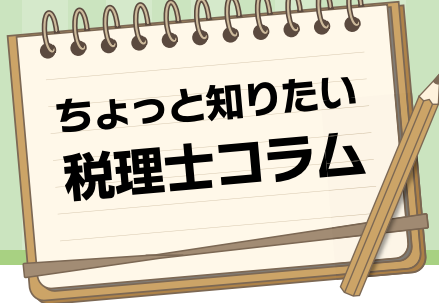


冬の白川郷

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	会社紹介……………	15
税務署だより……………	4-5	法人会セミナーのご案内／立川都税事務所からのお知らせ…	16
署長インタビュー……………	6-7	人人……………	17
税の作文コーナー……………	8-9	法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………	18
税の標語入賞作品紹介／賢者の名言……………	10	賀詞交歓会実施報告……………	19
税に関する絵はがきコンクール結果発表…	11	通常総会のご案内／厚生親睦チャリティゴルフ大会の ご案内／賀詞交歓会新入会員紹介及び福引実施報告…	20
地域の名所／青年部会主催租税教室のご案内 内／地域のイベント情報……………	12	【報告】厚生連絡協議会／小平ブロック忘年懇親会 ／小平第3支部親睦新年会……………	21
社労士column……………	13	【報告】小平第4支部新年会／東久留米ブロック忘年情報交歓会…	22
【報告】新春講演会／東久留米ブロック研修会 ／決算書及び申告書作成講座……………	14	法人会行事のご案内……………	23
		recipe……………	24





空き家3000万控除

今回は、個人の不動産の「相続空き家3000万控除」のお話しです。「空き家」増加の社会情勢を背景に昨年4月に施行されました。税制上、タイムリーな内容だと思われます。条文の構造として「マイホーム3000万控除」と同じ条文の中にありますが、その内容は全く別物との認識が必要です。鳥とコウモリのように似てますが違うものとも言えます。

1. 空き家3000万特別控除



高齢者が一人暮らしをされていて、死亡後、相続人が実家の土地建物を相続、空き家のまま売却の際に3000万控除が使える場合があります。相続人が2人の場合は6000万。3人の場合は合計9000万控除となります。税率20%の場合に3000万控除は600万の節税。6000万の控除の場合は1200万の節税、9000万の控除の場合は1800万の節税の可能性があります。大きい金額ですね。

しかし、その適用を受けるための「条件」のハードルは高いです。

- ①高齢者は老人ホームに入居していないこと
- ②一人暮らしであること
- ③死亡後、実家の家は他人に「貸付」していないこと

(他にも条件はあります。※1)

・・・以降「**空き家控除**」と略称

2. マイホーム3000万特別控除



所有者が居住中のマイホームを売却した場合に3000万控除が使えます。

この場合の「条件」のハードルは高くありません。

- ①所有者は老人ホームに入居もOKの場合が多い(住まなくなってから3年目の年末までに売却)
- ②一人暮らしでなくてもよい
- ③住まなくなってから取り壊すまでの間は他人に「賃貸」していてもよい

(他にも条件はあります。)

・・・以降「**マイホーム控除**」と略称

2つの内容は全然違いますね。ここをしっかりと把握しないと相続税の節税対策はできなくなりました。場合によっては**空き家控除**を中心軸として節税計画の必要な方が想定されます。また、すでに節税対策をされている方は「メンテナンス」が

必要です。場合によっては「やり直し」の検討も必要です。

具体的に以下の場合には**空き家控除**は原則使えません。

- ①売却価格が1億を超える場合(母屋)
- ②建物の取り壊しを買主が行った場合(売主負担ではない)
- ③遺言書に土地を長男、建物を妻とした場合(遺言書の書き直しが必要な場合も)
- ④相続人3人の場合に、「滅失登記」を簡素化するために実家を1人だけの所有にした場合は9000万の控除が3000万の控除になります。

3. 小規模宅地80%減額



さらに混同してはいけない項目として相続税の「小規模宅地等80%減額」があります。

故人の居住用の土地評価を相続税で80%減額できます。この場合の「条件」のハードルは高くありません。

- ①故人は老人ホームに入居してもOKの場合が多い

- ②一人暮らしはダメ(同居、同一生計が条件)
(他にも条件はあります)

・・・以降「**小規模減額**」と略称

無理な表現ですが「ドローン」にたとえてみます。鳥、コウモリ、ドローンと強引な比較ですが、混同してはいけないとの印象を持っただけなら幸いです。**空き家控除**を使う時は、相続後になります。タイミング的にも混同しやすい時期ですね。読者の皆様も相続対策の**小規模減額**はよく知っていると思います。税制改正のたびに条件は緩和されています。しかし、**空き家控除**の検討で「老人ホームもOK」「同居OK」と混同したら大間違いです。また、実家の賃貸は、**マイホーム控除**ではOKの期間がありますが**空き家控除**と**小規模減額**はダメです。・・・え!よくわからない。混同しますか?よく整理しましょう。

・一人暮らし・・・?

空き家控除の税法の施行で初めて「一人暮らし」という条件、考え方が導入されました。難しいですね。市役所で「確認書」を発行します(被相続人居住用家屋等確認書)。住民票で高齢者が一人しかいなければ「一人暮らし」の証明は原則出ます。しかし、検討しなければいけない「実態」



税理士 能勢 俊一

があります。高齢者が住民票で一人暮らしであっても実態としては、①相続人が高齢者の介護のため同居している。②その相続人の本来の自宅は、ほとんど使用していなくて電気代はほぼ0円。このような場合に「一人暮らし」の条件をクリアするか検討が必要の場合もあると思います。

・具体的な事案・・・

60坪の一筆の土地に平屋の建物と2階建ての2つの建物がある。平屋は高齢のお母様が1人で住んでいて2階建ては長男が住んでいます。この2つの建物に塀はありません。昔は60坪の平屋の実家でした。庭を潰して長男が2階建てを建築しました。よくあるパターンです。お母様の晩年では長男が介護をするのは自然です。この場合は「一筆」「同じ住所」なので原則は「確認書」は出ません。しかし、粘り強く窓口足を運んで申請すれば発行してくれる市町村もあるそうです。

お母様が死亡後、平屋側の30坪を売却した場合に**空き家控除**は使えるのでしょうか？・・・状況、計算により使える可能性はあります。

・コウモリと鳥を同時に使う!?

マイホーム控除と**空き家控除**を同時に適用したらどうなるのでしょうか？マイホームと相続した実家の売買が同時の場合です。この場合は2つで3000万控除が上限になりますね。どちらかを1年ずらせば6000万の控除になります。申告は契約時でも引渡時でも選択できます。2つ目の「契約」は年内で「引き渡し」は来年の場合は、来年の申告にずらして税金は600万減します。(税率20%の場合)

・ドローンと鳥は2つ使える!?

小規模減額と**空き家控除**は2つ使える場合があります。「家なき子」という税務上のグループの方は使えます。相続人が借家住まいで実家に住んでいない方は、**小規模減額**も適用できて**空き家控除**も2つ使える場合があります(他に条件有り)。逆に故人と同居していた相続人は、**小規模減額**は使えますが**空き家控除**は使えません。

・ドローンを捨てて鳥を狙う!?

また、節税の選択肢として**小規模減額**を捨てて**空き家控除**を狙うことも考えられます。長寿社会で貯金がほとんど無くなり実家の土地建物だけが相続財産の高齢者が増えています。**小規**

模減額を使わなくても相続税は0円で高齢者が亡くなった後の実家の一戸建てを売却。5000万で売却したとすると所得税は1000万弱の場合。その時に**空き家控除**を使い相続人2人であれば所得税は最大0円になります。そのために、高齢者の老人ホーム入居計画を考え直して親族で介護をする。との節税案も排除できません。「え、そんなことして良いのか？」とのご指摘もあると思います。

税金を安くするために①老人ホームの入居計画を考え直すとか②長男の嫁が介護できるのかとのお話は本末転倒です。これは「税務問題」ではなく「社会問題」になってしまいます。「やりすぎた節税」になってしまいます。

このようなことが考えられるのは、①高齢者の方の人数が多い。②高齢者の方の晩年の生活実態は千差万別である。との理由で、一つの条文でひとくくりにするのが難しいという背景があると思います。今後、様々な節税策が出てくると思います。それに対する税務署よりの「Q & A」等でご案内を戴けるとと思います。

最後に、様々なコメントをしましたが**空き家控除**は平成31年12月までの税制です。延長されると思いますが慎重な検討が必要ですね。また、買換え特例、相続税の取得費加算、住宅ローン税制、住宅資金贈与、相続時精算課税との関連の検討も必要ですが紙面の関係で今回は割愛します。

(※¹昭和56/5/31以前に建築の家屋。取壊し前後の写真。等)

結論

空き家控除は施行されてまだ間がありません。税法の実務上の運用としては「黎明期」なのでしょう。条件が高すぎて適用者は少ないのが現状です。いずれ、税制改正で条件の緩和がされる可能性もあると思います。新聞等ニュースのチェックが大事ですね。(税法は平成28年12月現在。説明文の細かい条件は割愛)

■事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■TEL 042-343-7271

税 務 署 だ よ り



申告書はご自分で作成して提出はお早めに

平成28年分の申告書の提出及び納付期限

所得税及び 復興特別所得税	平成29年3月15日(水)
贈与税	平成29年3月15日(水)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成29年3月31日(金)

申告書の作成・提出を行う場合は、ご自宅のパソコンでインターネットから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと便利です！確定申告書等の各種様式や確定申告の手引き、付表・計算明細書等の印刷もできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!!

なりすましを防止するため、申告書や申請書等には、
「**マイナンバーの記載**」と「**本人確認(番号確認と身元確認)**」が必要となります。
確認は①または②の方法で行います。(提示または写しの添付)

また、番号確認及び身元確認には時間を要しますので、税務署窓口で提出の際は、
①または②について事前のご用意をお願いします。

- ① **マイナンバーカード(個人番号カード)** ※ひとつで「番号確認」と「身元確認」がOK!
- ② **【番号確認書類】 + 【身元確認書類】** ※②は、①のマイナンバーカードがない場合の確認方法です。

- 番号確認書類・・・通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど
- 身元確認書類・・・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

※郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(両面)または②の写しを添付してください。



納税は、振替納税をご利用ください。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

平成28年分の確定申告分の振替納付日

所得税及び 復興特別所得税	平成29年4月20日(木) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月15日(水))
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成29年4月25日(火) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月31日(金))

※振替納税をご利用いただくためには、事前の手続が必要です。
なお、贈与税については、振替納税はご利用いただけません。

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

税務関係書類提出時における「提出票」作成のお願い

税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で税務関係書類を提出される際は、以下のとおり「提出票」を記載・提出していただくことといたしましたので、御協力のほどお願いいたします。
※郵送等による提出、所得税確定申告会場における提出等においては実施いたしません。

施策の概要

平成29年1月から、税務署に多くのマイナンバー記載書類が提出されることとなり、税務行政において社会保障・税番号制度が本格化します。

これを契機に、重要な個人情報を取り扱う行政機関として、提出された文書を従来にも増して厳格に管理する必要があることから、納税者(税理士)の方が税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で申告書・届出書等の税務関係書類を提出する場合には、併せて「提出票」の記載・提出をお願いするものです。税理士等による一括提出の場合は、一覧表を提出票に代えて構いません。

※本施策は、税務署の総合窓口においては、多税目に係る様々な文書収受を行うほか、各種用紙交付、納税証明・現金納付受付、税務相談など、同時に多様な納税者対応を行うことから、特に厳格な文書管理を行う必要があるとの考えに基づいたものです。

総合窓口での流れ

①税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で税務関係書類を提出する際、提出票を作成し、提出文書及び提出票を総合窓口へ提出してください。

※提出票の様式は、税務署の総合窓口でお渡しします。

②受付担当者が、提出文書の概要を提出票に記録するとともに、文書収受手続を行い、提出文書の控えがある場合は、控えをお渡しします。

提出票見本

(申告書等提出票)

納税者記載欄

① 申告書等に記載した氏名(法人名)と電話番号を記載してください。

氏名・法人名 (納税者の場合) (税理士法人名)	
税理士又は 税理士法人名	
電話番号	

② 該当する場合はチェックしてください。

☐ マイナンバー記載書類の提出あり

☐ 申告書等の控えを持参あり

マイナンバーの記載が必要な申告書や申請書等を提出される方は、提出の際、本人確認書類の提示又は写しの提示が必要になります。

【税務署受理欄】

関係税目	☐ 申告所得税 ☐ 消費税 ☐ 法人税 ☐ 源泉所得税 ☐ 相続税
	☐ 贈与税 ☐ その他
文書種類	☐ 申告書 ☐ 届出書 ☐ 請求書 ☐ 決算書 ☐ 会計表
	☐ 徴収票計算書 ☐ その他 ()
提出時	日付 月 日 分 秒
備考	
提出者	

(A4 規格)

納税者記載欄は「記載」欄と「チェック」欄で構成されています。

【記載欄】

- ①「氏名・法人名」欄
申告書等に記載された納税者の氏名・法人名を記載します。
- ②「税理士又は税理士法人名」欄
提出される税理士の方の氏名(税理士法人名)を記載します。
- ③「電話番号」欄
納税者の電話番号を記載します。
※税理士の方が提出される場合は、税理士の方の電話番号

【チェック欄】

- 以下の場合に、該当欄にチェックをします。
- ①マイナンバーが記載された書類を提出する。
 - ②申告書等の控えを持参している。

署長インタビュー

平成29年1月16日(月)、細山広報委員長と狩野副委員長が、昨年7月に着任された高須東村山税務署長にインタビューを行いました。

細山

明けましておめでとうございます。

この度は私共のインタビューをお受けくださりまして、ありがとうございます。

管内の経営者や会員に高須署長を紹介させていただき記事にしたいと考えておりますので宜しくお願いします。

さっそくですが、出身地についてお聞かせください。

署長

明けましておめでとうございます。

私の出身地は、茨城県の霞ヶ浦の東側に面する行方市というところです。以前は行方郡玉造町でしたが、平成の市町村合併で現在の行方市に変わりました。

行方市は、農業以外に目立った産業もない田舎町ですが、実家から霞ヶ浦が近かったため、子供の頃からよく鯉や鮒を釣っては母親に煮てもらい食べていましたので、今でも川魚は好物です。

地元の名所として特に有名なところはないですが、霞ヶ浦は琵琶湖に次いで面積の大きい湖で、湖畔から眺める景色は雄大で一見の価値があると思います。



高須東村山税務署長

細山

国税庁(税務署)を仕事に選ばれた理由をお聞かせください。

署長

大学時代に所属していたゼミが行政法関係のゼミだったため、就職先は公務員と考えていました。会計や簿記はほとんど知識がなかったのですが、国税の職場はやりがいがあると思い国税専門官採用試験を受けたところ、採用されたので入りました。

細山

主な勤務歴と印象に残った勤務地又は部署等について教えてください。

署長

最初の勤務地は品川区にある荏原税務署で、所得税部門に配属されました。

そこで、所得税の調査事務や確定申告関係事務などの仕事の基本を学びました。

その後数署を経て東京国税局や国税庁でも勤務をさせていただき、それぞれの勤務地で様々な思い出がありますが、数年前に関東信越国税局管内の村上税務署で署長を務めた時が特に印象に残っています。

村上税務署のある村上市は、新潟県の最北部に位置する日本海に面した歴史と伝統がある市で、「鮭」が有名なところです。村上の鮭は新巻鮭と腹の裂き方が違い、腹が二つ割りになっているのですが、これは、鮭が江戸時代の村上藩の貴重な財源であり、恩義のある鮭に切腹させるわけにはいかないからとの説があります。

その他、特殊な仕事としては、国税庁システムの開発に携わった経験も強く印象に残っています。

国税局と国税庁で、国税の基幹システムの開発等に従事したのですが、全く未経験の仕事で、聞いたことのないカタカナ用語が飛び交い転職したような気分でした。

しかし、高度情報化社会の現在、納税者サー



(左)狩野副委員長 (中)高須東村山税務署長 (右)細山委員長

ビスの向上や税務行政の効率化を図る上で、システムの高度化と安定性、信頼性の確保がいかに重要かを認識するとともに、責任の重大さをこの仕事を通じて強く感じました。

細山

東村山税務署管内の印象と税務署長としての抱負をお聞かせください。

署長

東村山税務署は、私が唯一、二度勤務した署で、管内事情も大体は分かっていましたので、安心して着任することができました。前は11年前に総務課長として勤務しましたが、小川会長をはじめ、各団体長の皆様とまたお会いできてうれしく思っています。

署長としての抱負は、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼を確保し、適正かつ円滑な申告・納税を実現するため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正に申告・納税を行っている納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税及び徴収に努めてまいりたいと考えております。

また、適正な申告納税制度の実現を図るためには、税務行政のよき理解者である関係民間団体の皆様のご協力が不可欠ですので、連携・協調関係を更に深めていけるよう努力していきたいと思っております。

細山

租税教育に対する考え方をお聞かせください。

署長

次代を担う学生や生徒、子供たちに、国の基本となる納税の意義や役割を正しく理解してもらうことは極めて重要と考えています。

東村山法人会の皆様には、小学校での租税教室への講師派遣をはじめ、多摩六都科学館での租税科学教室や租税教室とプロレスを組み合わせた租税プロレスの開催など、租税教育事業に積極的に取り組んでいただいております、心より感謝申し上げます。

これからも引き続き、租税教育の充実にご支援・ご協力をお願いしたいと思います。

細山

座右の銘についてお聞かせください。

署長

特にこれというものはありませんが、心掛けているものはあります。

江戸時代の儒学者で佐藤一斎という人が書き綴った随想録「言志四録」に「春風を以て人に接し、秋霜を以て自ら肅む。」という一節があります。

人には暖かい心で接し、自らは厳しい心で律していかなければならないというような意味ですが、凡人の私には、自分を厳しく律するのは難しいです。

細山

最後に、東村山法人会に期待したいことを教えてください。

署長

東村山法人会の皆様には、各種研修会やセミナーをはじめ、各市で開催される市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施、多摩六都科学館での租税教室の開催、租税教室への講師派遣など、幅広い活動を行っていただいておりますが、引き続き、充実した活動を展開され、地域社会に貢献されますことを期待しております。

税務行政を円滑に運営していくためには、地域に密着した活動を行う法人会の皆様をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調関係を推進していくことが、従来にも増して必要となっています。

私どもといたしましては、皆様との信頼関係を維持するとともに、その活動に対しまして積極的に支援させていただきますので、法人会の皆様におかれましては、他団体とも連携し、更なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。





平成28年度中学生の「税についての作文」作品集から「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品をご紹介します。東村山市・小平市・西東京市・東久留米市の生徒さんの作品です。



大事な八円。

東村山市立東村山第五中学校 三年 中村 奏音

私はある日お店でお菓子を買おうとしました。値段は百円。ちょうど良く私は百円ぴったりを持っていて買うことに決めました。レジに行ってお店の人にスキャンしてもらい、合計金額を見た時、私は焦ってしまいました。その合計金額は百八円だったからです。私の手持ちのお金は百円ぴったりでお菓子を買うことはできませんでした。その時私は疑問に思いました。「なぜ百円と表示されていたのにレジに行ったら百八円になってたったの八円上がってしまうのか。」と。とても納得いかなかったので父に聞くことにしました。「ねえお父さん」「なに?」「何で百円で売られたものがレジでスキャンすると百八円になって、八円多く払わないといけないの?」「それはね消費税というものだよ。」「何それ?」「消費税っていうのは物を買った時についてくる税金なんだよ。」「税金って何?。」「ん〜。例えば今学校で勉強する時椅子や机や教科書を使うだろう?その椅子や机や教科書は俺たちが払っているわけではないんだ。」「じゃあ誰のお金で払っているの?。」「国だよ。国。」「国なの?じゃあ天皇がみんなの椅子や机や教科書を払っているのね。」「それは違うよ。さっき百円だと思ったものが百八円だった。と言ってただろう、その八円分で椅子や机や教科書を払っているんだよ。」「私はとても驚きました。」「そうなの?でもたった八円では椅子や机や教科書なんて買えるわけじゃないじゃん。」「もちろん。その通りだよ。でもみんなが物を買うたびにちょっとずつちょっとずつその八円は多くなっていくだろ。八百円…八千円…八万円…八十万円…そのお金で椅子や机や教科書などを払っているんだよ。」「へえ〜。そうなんだ。税金って難しいね。でもありがとう。」「うん。」「私はその説明ではイマイチ税金のしくみが分かりませんでした。でも私はその説明を聞いて分かったことがあります。それは、私がたったの八円と思っていた八円は、たったの八円ではなくて私たちの暮らしや安全に関わっている大事な八円だということを知ることができました。その当時はあまり深く税金に対して考えたことがなかったけど、今中学三年生になって税金についての授業などで、やっぱり税金がないと私たちは暮らしていくことができないし、快適にかつ安全に利用したり訪れたりできる物や場所も税金のおかげなんだと分かりました。私は知らなかったけど私たちが安全に生活していくために必要な医療、年金、福祉、介護などの公的サービス「社会保障」なかでも医療費や介護給付費、年金を支払うために約80%が使われています。私の祖母も年金をもらっているし、私自身もケガをした時は病院に行って治療してもらっています。考えてみると身のまわりではたくさんの税金が使われています。自分がここで暮らせている事に税金が関わっている事を自覚し、これからは税金に感謝して生活しようと思う。

復興特別税とは

小平市立小平第三中学校 三年 中 泉澄美

私は毎年東北地方へ行っているいろいろな所を見えています。最初に東北へ行ったときは、バスがはしることができるような道もなく、ギリギリのところまでバスで行ってあとは歩いていかなければいけませんでした。翌年行ったときには去年よりもバスがはしれる道がすごくふえてびっくりしていたときに復興を助ける「復興特別所得税」という税金があるということを知りました。

復興特別所得税は東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するための復興特別税の一つで平成二十五年から平成五十年までの二十五年間納税する税金だと聞きました。

私はこの税金のことをきいたときにはじめ一定期間だけ納める税金があることを知ってこういう震災などで困っている人がいたら、それを日本国民全員で助けようとしている気持ちがすごく良いことだと思いました。自分は何も復興の助けをしていないと思っている人もこういう手助けをしているんだと思い税金はすごいと始めて感じました。

復興特別所得税以外にも復興特別税には、復興特別法人税というものもありました。

復興特別法人税も復興特別所得税と同じ目的で平成二十四年から平成二十七年までの三年間納税してもらう予定でしたが、平成二十六年の消費税引き上げなどのことも考えて、平成二十六年までで廃止となりました。

このことによって少し復興の手助けを出来る量などが少なくなってしまったかもしれないけれど、少しの間だけでもみんな協力して納めてあつまったお金で、一本の道路がなおただけかもしれないけれど、そのことによって何人もの人があるかずにのりものにのってかいものに行けるようになったかもしれないと考え、今の私たちにとってたかが道一本だとしてもむこうの人々にとってみればすごく大きな心や体のすくいになったかもしれないと思うと、一年前だおして廃止になってしまったけどそのことはむだではなかったんだと思いました。

私は復興特別所得税や復興特別法人税のことを知って東日本大震災の復興のためにいろいろな人が自分たちなりの助ける方法を見つけていろいろな面で助けているということを知ることができたので、これからは私でも、何かちょっとできるようなことが一つでもあったら、たとえそれが少しだけでもたくさんの人のためにちょっとせんでいきたいと思えるようになりました。



社会を見えない手で支え合う 西東京市立田無第一中学校 三年 中島 千紘

「えっ、少子高齢化ってこんなに急速に進んでいるの。」

公民の授業のことである。先生から配られた資料には、一人の高齢者を支える働き手の数が絵で表されていた。よく見てみると、2000年から2060年の六十年の間に、働き手の割合が三分の一に減少する様子が描かれていた。

今の日本ではこの少子高齢化が進むことにより、国の歳出に占める社会保障費の割合が高まってきている。それによる日本の借金も遂に一千兆円を超えた。私は父に勧められ、日本の借金時計をネット上で検索し、見てみたが、止まらない数字の増加に驚き、それには永遠ささも感じられた。これを今の若者が将来背負っていかねばならないと思うと恐ろしかった。何とかできないのか。私は様々な手段で調べてみた。しかし、その対策の前に、さらなる問題が日本を襲っていた。それは、将来社会を担っていく世代の貧困と、将来の不安からの『社会との無縁化』が進んでいることだ。ただでさえ少子化という大きな問題を抱えているのにも関わらず、なかなか社会とつながることができない若者がいるという現状がある。これでは高齢者を支えられないどころか、日本という国の危機ささも感じられる。

では、どうしたらよいのだろうか。

以前、ある男性の方が政府の主導する『子どもの未来応援基金』に巨額の寄付をしたという記事を見た。彼は会社を育て、積み上げてきたお金を『私達の会社がここまで来られたのは社会のおかげで、社会にお世話になったのだから社会のお役に立ちたい』という理由で、貧困で苦しむ子供達のために使った。

私はこの彼の行動に甚く感動を受けた。そして、このことから前にも述べたような日本の様々な問題を解決するには、今、弱い立場にある人を経済的に助けること、つまり私達にとってそれが一番可能な手段である、税金が大きな鍵を握っていると思う。

税金は、国民全体が支え合うことの象徴であると思う。誰もが税を支払い、税のお世話になる。私も今まで生きてきた十四年間税という見えない社会の手によって支えられてきた。今度は私が社会のために何か恩返ししなければならぬ。

しかし、あの男性のように巨額のお金を寄付することは誰にでもできる容易なことではない。だからこそ、まずは国民の三大義務の一つである『納税』を行うことが社会の支え手の第一歩だと思う。将来の世代が安心して受け継ぐことのできる『持続可能な社会』を創っていく上で、税はとても大切であり、敬遠されがちだが、もっと積極的に払っていくべきだ。

これらのことから、税とは誰にでもできる社会貢献だということができる。



消費税10%の効果

東久留米市立中央中学校 三年 小竹 明子

消費税8%。私にとってこの言葉はとても聞き飽きたワードだ。それは、学校の討論会で題材になることが多いから、そして近い将来、消費税が10%に引き上げられるというニュースをテレビでよく目にするからである。そう、消費税とは中学生にとっても身近なものなのだ。そんな中学生の一人である私は、早く消費税が10%にならないかな、と思う。そう考えたのには理由がある。

一つ目は、消費税8%のままだと計算がしにくいからだ。そんなことかという人もいると思うが小学生や中学生にとっては大きな問題だ。私を例に挙げてみると、当たり前だが私は仕事をしていないので収入はない。だから買い物をする時のお金は両親からもらう毎月のお小遣いを使っている。例えば定価2900円の洋服を買う時、クレジットカードで支払う大人は2900円くらいの服を買うんだと把握をすれば購入することができる。ところが、お小遣いを3000円もってきた私は、購入することができるのか不安になる。しかし2900円する商品の税込み価格を暗算で計算することは容易ではない。そして携帯電話を使い計算して確認するのだ。実に面倒な作業だといえるだろう。そのような時、消費税が10%だったらどうだろうか。この場合、2900円の十分の一の値段である290円を定価である2900円に足すという簡単な計算で済ませることができる。このように消費税が10%になることによって、中学生である私達が買い物をする時、計算が楽になることにもつながるのである。

二つ目は、社会保障が充実するからだ。そもそも消費税は、医療、年金、介護、福祉などの社会保障に多く使われることになっている。これを医療の面で見てみると現在でも税金によって一部負担されている。東京都では義務教育就学児医療費の助成をしており、医療証を病院で提示すると診察費が200円、薬局で提示すると薬が無料になる。風邪をひきやすい体質の私は医療費が安く、両親にとって負担が軽くなっているだろう。だが助成対象になっていない人は全額支払わなければならない。医療費は子供であろうが大人であろうが国民には平等に与えられるべきサービスではないのだろうか。消費税が引き上げられると医療費などの社会保障に税金が使われ、安心して生活することが今までよりもできるだろう。

消費税はこれから10%に引き上げられると、商品の定価に今よりも高い消費税が上乗せされてくる。しかしそのような時、値段が上がって不愉快な気持ちになるのではなく、自分の生活を向上させるための財源を国に託していると考えていきたい。そして日本がもっと住みやすい国になることを祈り信じて、消費税を払っていききたい。その効果はすぐ目に見えてくるわけではないが、少しずつと変わっていく様子を私達で見届けていきたい。

平成28年度 税の標語

平成28年度中学生の「税の標語」応募作品の中から
「公益社団法人東村山法人会会長賞」を紹介します。

考えよう 意外と知らない 税のこと

東村山市立東村山第六中学校 二年 大森 柚葉

僕たちは 知ろう学ぼう 税のこと

小平市立小平第二中学校 三年 小林 湧人

税金の 知って分かる 大切さ

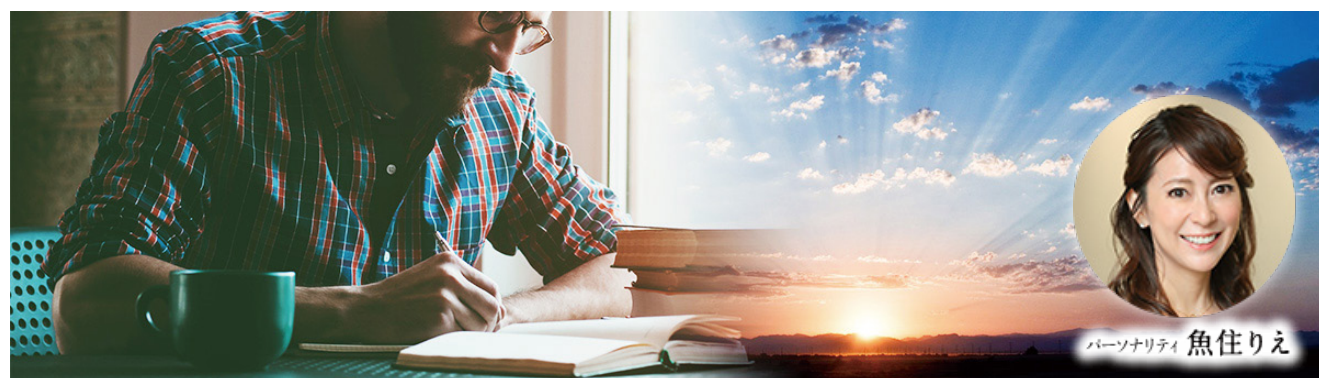
西東京市立田無第一中学校 三年 相原 悠人

ふるさとを 支えて行こう 地方税

東久留米市立大門中学校 二年 佐藤 真弥

支えあう みんなの未来 消費税

清瀬市立清瀬中学校 一年 半谷 舞帆



パーソナリティ 魚住りえ

80. Love
TOKYO FM
AIU presents 法人会

「賢者の名言」

MON ~ FRI 5:55 ~ 6:00 毎月第一金曜日は放送休止となります。



偉大なる先人が遺した古今東西の名言を毎朝一つずつ紹介する、言葉のサプリです。 高橋博文副会長

TOKYO FM(80.0mhz)で、毎週月～金、朝の5時55分から ON AIR 中の「賢者の名言」(経営者の方の朝礼やビジネスにおけるネタとして毎回偉人達の名言を紹介する番組)にて、各法人会及び会員企業の紹介が行われます。

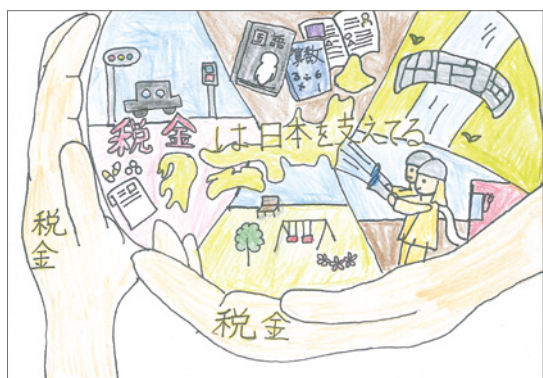
2月20日(月)、3月13日(月)及び3月31日(金)の放送は、東村山法人会 高橋副会長によるナレーションでお届けします。是非ご視聴ください。リアルタイムでの聴取が困難な場合には、以下のサイトが便利です。「タイムフリー」タグをクリックし、検索ワードに「賢者の名言」と入れば、過去1週間分の放送を聴取できます。スマートフォンをお持ちの方は、「ラジコ」アプリが便利です。

<http://radiko.jp/#/top>

税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのか、ということをお小生の皆さんに知っていただき、理解と関心を深めていただくため、女性部会が小学生を対象に実施しました。

今年度は4の小学校から210作品のご応募をいただきました。

たくさんのご応募ありがとうございました。



最優秀賞

東村山市立回田小学校 5年
馬場 麗樺



法人会長賞

東村山市立回田小学校 6年
山口 寿々音



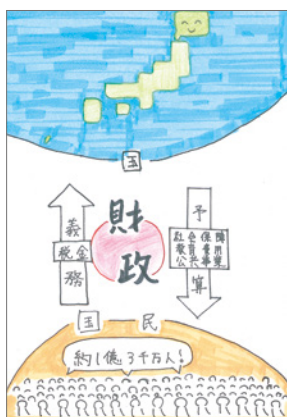
女性部会長賞

東村山市立回田小学校 6年
轟 官九郎



東村山税務署長賞

小平市立小平第四小学校 6年
高橋 明日香



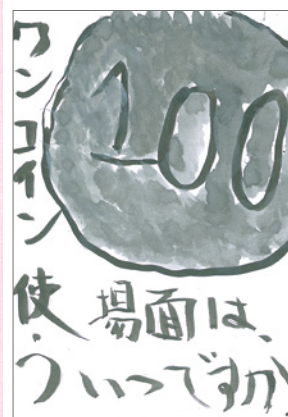
優秀賞

小平市立小平第四小学校 6年
中川 夏実



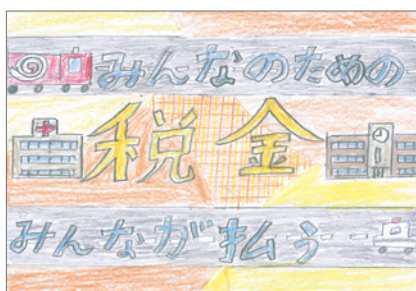
優秀賞

東久留米市立南町小学校 6年
宮永 柚乃



優秀賞

東久留米市立南町小学校 6年
柴田 楓大



優秀賞

東村山市立回田小学校 6年
細淵 祐斗



優秀賞

東村山市立回田小学校 5年
井上 翔愛



優秀賞

小平市立小平第四小学校 6年
大井 光



祥高山 東禅寺 (とうぜんじ)

東禅寺は西東京市の横山道(旧鎌倉街道)の道沿いにある曹洞宗の古刹で、文禄三年(一五九七)正月17日、蘭室秀芳大和尚(一六七一年)によって開山されました。開基は保谷出雲守入道直政(一六二二年)と伝えられています。

御本尊は釈迦牟尼仏(総丈三尺)で左右に文殊、普賢の二菩薩を安置し、他に十一面観世音菩薩(総丈九尺)がお奉りされています。また、スリランカ伝来の仏舎利を奉安し、毎年7月盆には御開帳が行われています。

山門・本堂・中雀門・書院・庫院・小方丈・祈祷殿(辯才天・白山大権現・三寶荒神)・地藏堂の堂宇と庭園が整い、禅寺の静かな佇まいを今に残しています。また、認可参禅道場となっています。

この地は鎌倉時代から重要な通路であった横山道と白子川の支流が交わる領域で、生活に必要な水の集まる場所であったため、人々は開墾を重ね、徐々に集落が形成され、その要地(旧上保合上宿)に当寺が建立されました。この地は「保合発祥の地」と呼ばれています。

【所在地】
西東京市住吉町一―一二二



春の風景 本堂と本玄関



秋の風景 本堂より中雀門を望む

プロレスで税金を学んじゃおう! 青年部会主催

租税プロレス vol.2

入場無料 フェスティバル!!!

租税でハッピー! プロレスでハッピー!

租税プロレスタックチャンピオン決定戦!!!

租税教室のご案内

【日時】平成29年3月4日(土)
開場時間 12時30分~

【場所】嘉悦記念体育館
(小平市花小金井南町2-8-4 嘉悦大学内)

イベントスケジュール

13:00	イベント開始 / ゴラリショー
13:30	アイドルライブ①
14:00	アイドルライブ②
14:30	租税コント&租税教室 / ちょーちゃんあんど
15:00	プロレス / アイスリボン
16:00	大日本プロレス
	イベント終了

【お問合せ】公益社団法人東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

地域のイベント情報

清瀬 平和祈念フェスタ in 清瀬2017

清瀬市では、戦争の悲惨さや平和の大切さ、人命の尊さをあらためて考えていただくため、東京大空襲のあった毎年3月に2つの会場で「平和祈念フェスタ in 清瀬」を開催しています。

①展示会

東京大空襲関連の絵画や、「清瀬と戦争」のパネル、「ピース・エンジェルス」として広島平和記念式典に参列した児童・生徒による「ピースメッセージ」等平和関係資料を展示。

■日時 2月28日(火)から3月12日(日)午前10時から午後6時

■場所 クレアギャラリー(清瀬市元町1-4-5 クレアビル4階)

■費用 ①②とも無料 ※①②とも直接会場へ。

■問合せ 平和祈念展等実行委員会事務局(清瀬市企画課市民協働係) (電話)042-497-1803

②講演会・文化行事

講演「戦争文学から見た『漱石』」、市民コーラスによる演奏と歌など。

■日時 3月11日(土)午後1時30分から午後4時

■場所 アミューホール(元町1-2-11 アミュービル7階)

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。今年は、米大統領の交代はじめ国内外で政治、経済、外交等で、例年に比し大きな変化が予想されますが、創意工夫をもって対応してまいりたいですね。

さて、年金受給資格取得のための必要加入期間が25年から10年に変更されますが、日本をそして年金受給世代を支える若年労働者について、厚労省より新規卒者の卒業後3年以内の離職状況が発表されており、(平成25年3月に卒業した新規卒者対象)高卒者の40%以上、大卒者の30%以上が、卒業後3年以内に離職していることが分りました。

◎新規卒者の卒業後3年以内離職率 ※()内は前年比増減

・大学 31.9% (▲0.4) ・短大等 41.7% (+0.2) ・高校 40.9% (+0.9)

◎事業所規模別卒業後3年以内離職率 ※()内は前年比増減

大学	高校
1,000人以上 24.7% (+3.1)	1,000人以上 23.6% (+0.8)
500～999人 31.5% (+2.0)	500～999人 29.2% (▲0.1)
100～499人 37.9% (+0.9)	100～499人 31.9% (▲0.3)
30～99人 47.7% (+0.4)	30～99人 38.6% (▲0.4)
5～29人 57.2% (▲0.6)	5～29人 49.9% (▲1.6)
5人未満 64.4% (▲4.0)	5人未満 59.0% (▲0.6)

◎産業別卒業後3年以内高離職率上位5産業 ※()内は前年比増減

	大学	高校
宿泊業・飲食サービス業	① 50.5% (▲2.7)	① 66.1% (▲0.1)
生活関連サービス業・娯楽業	② 47.9% (▲0.3)	② 60.5% (▲0.6)
教育・学習支援業	③ 47.3% (▲0.3)	③ 59.4% (▲0.4)
医療業、福祉業	④ 38.4% (+0.4)	
小売業	⑤ 37.5% (▲1.0)	④ 51.4% (▲0.5)
不動産業、物品賃貸業		⑤ 48.5% (+0.4)

(厚労省 HP より)

昨年から、長時間労働やパワーハラスメントが原因のうつ病発症からの過労自殺が労災認定され、事業所や直属上司が送検された事件が連続しています。次代を担う若年労働者が夢をもって生き生きワクワクと働ける労働環境を構築するのは、事業者と社会の責務といえます。作業手順の見直し、ムリ・ムダ・ムラの排除、労働環境改善提案を言いやすくかつ実施しやすい環境作り等々を着実に実行することこそ、『若手が辞めないホワイト企業』といえるのではないのでしょうか。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2017年2月1日現在

石津 社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略歴
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
■HP http://www.just.st/7162591

新春講演会 実施報告

新しい需要創出のための戦略

(株)モスフードサービス 代表取締役会長 櫻田 厚 先生



1月17日(火)15時30分より立川グランドホテルにおいて平成29年新春講演会が開催されました。講師に(株)モスフードサービス代表取締役会長 櫻田厚先生をお迎えし「新しい需要創出のための戦略」と題してご講演いただきました。以下、講演の概要をご紹介します。

- 外食産業の市場規模(2014年)は約24兆円であり、ピーク時より5兆円減っている。
- 飲食店の総数は約65万店で約470万人の雇用人口を生み出している。
- モスバーガー第1号店は1972年3月12日にオープンした。初期投資はわずか180万円で労働環境も悪かったが、一生懸命に働いた。
- モスの経営理念は「人間貢献・社会貢献・感謝される仕事をしよう!」であり、フランチャイズチェーンとして、「地域にとけ込み、地域に愛され、感謝されるお店を作りたい、地域の雇用に貢献したい。」と考えている。
- モスバーガーの商品戦略は、①アフターオーダーシステム②日本の食文化を表現③医食同源という考え方である。
- 事業戦略は3つ
 1. 国内モスバーガー事業：「更なる食への取り組み

- モスの野菜・モスの安心安全・食育活動」
- 2. 海外モスバーガー事業：「更なる店舗数の増加。台湾の242店舗、韓国では日本留学時にモスでアルバイトをしていた人達が帰国して働いている。」
- 3. 新規事業：「レストラン、紅茶専門店、ダスキンコラボレーション店舗、機内食」等を展開する。
- モスバーガーチェーンの目指す姿

「食を通じて人を幸せにするという企業目標を更に実現していき、日本人としての気質、文化、勤勉さ、まじめさ、愚直さ、まともさ、そして絆を体現するファミリービジネスを目指す。そして、モスで働く人々とその家族が、喜びと幸せ、躍動を感じられる企業に成長していきたいと思っています。」



講演会場

東久留米ブロック研修会 実施報告

「経営者として、家族から学ぶ人を育てること」

東久留米ブロック合同研修会が12月7日(水)に東久留米商工会館にて開催され、日本ガード株式会社 代表取締役 中村伸治氏による「経営者として、家族から学ぶ人を育てること」と題した講演が行われました。

様々な事例を取り上げて説明していただき、分かり易い大変有意義な研修会でした。

引き続き、忘年懇親会が開催され、楽しいひと時を過ごしました。



講師 中村伸治氏

決算書作成講座及び申告書作成講座 実施報告



石川正夫先生

10月5日(水)から法人会館において「決算書作成講座」(全5回)を、引き続き11月9日(水)から「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。

講師は両講座とも東京税理士会東村山支部所属の公認会計士・税理士石川正夫先生にお願いし、決算書の作成及び法人税申告書への転記要領を分かり易く受講者に対し講義していただき、受講者の方から為になったとの声を頂きました。

会社 紹介

医療法人社団 櫛 会

生活支援型医療の充実をめざして

医療法人社団櫛会は、平成9年に小平市に開設し、現在北多摩地区を中心に主に腎疾患・透析診療を行う複数のクリニックを運営しています。小平北口クリニック、東大和南街クリニック、東久留米クリニック、北八王子クリニック合わせて700名以上の腎不全による透析患者さんの治療に携わり、この地域での腎疾患診療に関して一定の存在感を示していると考えています。当法人のモットーは「経験を大切に、しかし経験に安住せず」です。どんな仕事でも日々の業務の経験の蓄積がスキルアップの前提になりますが、変化が激しい現在では常に自己啓発に努めないと進歩から取り残され、特に医療分野ではその傾向が顕著です。透析治療については、最高レベルの先端的な機器を備えるとともに、看護師、臨床工学技師の研修も充実させ人材育成にも努めています。また最近の高齢化に対応するため管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカーなどの人材確保や育成に力を入れており、「生活支援型医療」の充実も今後の当法人の重要な課題です。

尚、昨年2016年には西武池袋線東久留米駅の駅前に糖尿病内科を中心に診療する東久留米駅前クリニックを開設しました。当クリニックは、駅に隣接する利便性の高い場所にあり企業健診にも対応していますし、最新式の骨密度装置を備え、複数箇所(腰椎・大腿骨)の正確な骨密度測定が可能です。最近話題になっている「いつの間にか骨折」がきになる方は、最近は予防薬も進歩しているので是非一度骨密度を測定してみることをお勧めします。



ベッド上での運動 1



ベッド上での運動 2



患者待合室



栄養指導



透 析 室



理事長 小澤 尚

医療法人社団 櫛会 小平北口クリニック

- 理事長 小澤 尚
- 所在地 小平市大沼町2-2-11
- TEL 042-347-0211
- ホームページ

<http://www.mtnet.jp/keyaki-kodaira/index.html>

人工透析・一般内科・腎臓内科
日本透析医学会教育関連施設
更正医療・指定自立支援医療機関

東村山法人会

セミナーのご案内

**参加費
無料!!**

決算法人説明会	3月 1日 (水)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月 6日 (木)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月 7日 (金)	13時30分～16時
新設法人説明会	3月22日 (水)	13時30分～16時10分
税務教室 「法人税申告書作成講座」	3月21日 (火)	14時～16時
税務教室「法人税の基礎」	4月12日 (水)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

立川都税事務所からのお知らせ

－都税についてのお知らせ－

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替がご利用いただける都税 ・ 個人の事業税

申 込 方 法

次の方法があります。

- ① 都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書（3枚複写式）に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。
その際には、（1）預（貯）金通帳、（2）通帳届出印、（3）納税通知書をご持参ください。
- ② 納税通知書（固定資産税の随時課税分を除く。）に同封されている都税口座振替依頼書（ハガキ式）に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
- ③ 主税局ホームページから「都税口座振替（自動払込）依頼書（ダウンロード専用依頼書）」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

申 込 期 限

口座振替を開始しようとする月の前月の10日（土・日・休日にあたるときはその翌開庁日）まで（納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申込みください。）

【お問い合わせ先】 主税局徴収部納税推進課 ☎03-3252-0955

※住所の変更や課税の内容については、所管の都税事務所へお問い合わせください。

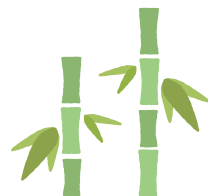




ひと
ひと

清瀬支部 青年部会副部長

竹下 道成さん



私は、昭和44年練馬区で生まれしました。小さい頃から近所の友人を束ねてガキ大将のように、大人が「やってはいけない」と言う悪い遊びばかりして育って来ました。どこかへそ曲がりな私は、誰しも野球をやっている中、幼稚園から高校までサッカーをやっておりました。高校3年の夏から警備会社で西武バスの誘導のアルバイトを始め、後に警備員を配置する責任者をやりながら社長から経営のノウハウとゴルフを徹底的に教わりました。

24歳の時に中学校の時の友人から誘われIT系の会社に取り締役として就任しました。4年で年商40億の会社に急成長し、店頭公開を目前までの中小企業になりました。順風満帆な人生を謳歌している最中、ある事がきっかけで友人である代表取締役と喧嘩になり、私は会社を辞めなければいけない事になりました。その翌年その会社は不渡りで事実上の倒産になりました。

1年前に退職したにも関わらず、ある日突然第三者連帯保証人として1億の負債を抱える事になりました。サラリーマンではとても支払ってはいけない額だと分かり、今の会社を平成13年に設立しました。たまたま友人が空調の仕事をしていた為、見様見真似で必死に今の仕事を覚えしました。

また同じころ青年会議所に入会し、清瀬にたくさん仲間が来ました。そんな私の諸事情を知った仲間はた

くさん人を紹介して頂き、豊富な人脈も出来ました。法人会に誘われた時もそんな仲間に誘って頂いているのだからと、二つ返事で承諾しました。

青年部会では新たにプロセスを取り入れ、新しい形の租税教室を試行錯誤しているところです。全国青年の集いでも毎年様々な場所へ行かせて頂き、貴重な経験をさせて頂いております。今後も青年部会へのご協力とご支援の程、宜しくお願い致します。

さて、少しでも仕事の話をさせて頂きます。弊社は地元の不動産屋、工務店、電気屋、空調屋、量販店から仕事を頂いており主にルームエアコンと業務用エアコンの取付工事を行っています。在籍している職人はまだ5人と少人数ではありますが、その分「顧客優先主義」で「あなたに頼んで良かった」「またあなたにお願います」と言われるよう、お客様を第一に考えております。またエアコンの専門会社だから分かる、知っているとお得な情報もご説明させて頂いております。例えば夏に冷房運転をする際、電気代を節約する為に「風量」を「弱」または「微弱」にしておりませんか？エアコンにとって最も電気容量が掛かるのが「室外機」です。温度設定が18℃で風量が「弱」と温度設定が28℃で風量が「強」で比較すると18℃設定で「弱」で動かしている方が、倍近く電気が掛かります。従って電気代を節約する為に

は温度設定をなるべく高くして風量を最大で動かして下さい。風が強いと体感温度は低くとも涼しく感じます。補助として扇風機と一緒に使えば尚更効果的です。こんなお得な情報をお客さんの目線でお客様の立場に立って説明させて頂いております。

お客様も発注先も弊社社員も誰もがWIN WINになれるそんな企業をこれからも継続して参ります。今後は少人数でも稼げる集団にする為に、少しずつ地域を広げ、お取引先も増やしていこうと思っております。また、研修会や講習会などにも積極的に参加し、空調に関わる専門知識を高め、より一層社会に貢献できるように努めて参ります。

どうぞ今後とも宜しくお願い致します。最後に、1億の負債はまもなく完済します。

株式会社ワンダークラフト
代表取締役 竹下 道成



法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っています。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー



弊社は、2016年10月5日にスポーツバー&カフェオールブルーをオープンしました。5台の大型モニターでスポーツ観戦・カラオケ・ダーツ等をお楽しみいただけます。

また、ソフトドリンクや軽食もご用意しておりますので小さなお子様と一緒に家族でご利用いただければと思います。東村山市の福祉協力店や勤労者福祉サービスセンター協力店となり、またボランティア活動にも積極的に参加して地域に密着した店舗を目指していきたいと思っておりますので、何卒宜しくお願い致します。

■法人名 株式会社アクアベール
■代表者 田崎 和弘
■住 所 東村山市栄町2-27-5 砂川ビル302
■TEL 042-315-2180 ■FAX 042-315-2180
■支部 東村山第6支部(正会員)
■HP <http://all-blue1005.com/>

おかげさまで弊社は昨年創立10周年を迎えました。映像制作、特に企業・団体様のPR映像、テレビ番組、イベント用動画などを得意としております。またシンポジウムや講演会などイベント制作も実績があります。企画から脚本、演出、撮影、編集などをワンストップで行いますのでクオリティーの高い作品をローコストで制作できます。近年話題の4K動画、360度VR動画の制作、さらにAR技術もご提供できます。会社案内、販売促進、人材教育用などのビデオを作りたいとお考えでしたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。

■法人名 株式会社KANSHA
■代表者 宮下 勝年
■住 所 渋谷区西原3-34-7-201
■TEL 050-8884-3021 ■FAX 020-4663-3021
■支部 小平第3支部(賛助会員)
■Mail kansha@m8.gyao.ne.jp



新入会員紹介

自平成28年11月1日～至平成28年12月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
東村山第3支部	東村山市本町2-17-4 705	(有)ヴァンクレスト	佐藤 茂	美容業	042-392-5116
東村山第3支部	東村山市本町2-3-21 2F	(有)ヴァンプラン	佐藤 茂	美容業	042-392-4818
小平第1支部	小平市小川東町1-18-29 3F・1号	(株)ベストサポート	水間 洋治	保険代理店	042-312-1101
清瀬支部	清瀬市元町1-1-16	明治安田生命保険相互会社 所沢支社清瀬営業所	今田 俊輔	生命保険	042-491-5349

新年賀詞交歓会 実施報告

1月17日(火)立川グランドホテルにおいて平成29年新年賀詞交歓会が新春講演会に引き続き開催されました。最初に小川会長から「東村山法人会は、「税」に関する最新の情報を提供する等、トリ年の本年も皆様の企業の繁栄に寄与できる活動を引き続き、行ってまいります。会員の皆様には、法人会の各事業に積極的に参加し、正しい情報をトリ込むとともに交流を深めて運氣をもトリ込み、事業発展のために、法人会を十分に活用し、商売繁盛に繋げ、地域社会に貢献する等、更にご活躍いただくことを祈念しております。」と力強い新春のご挨拶がありました。

引き続き、来賓を代表して東村山税務署高須署長、東京都立川都税事務所内藤所長、西東京市丸山市長からご挨拶を頂きました。その後、東村山税務署橋本副署長による乾杯のご発声で会が始まり、参加者一同新春を祝いつつ情報交歓を行い、懇親を深めました。

また、平成28年にご入会いただいた会員の紹介と東法連の平成28年度福利厚生制度マイスター受賞者の紹介を行いました。そして、最後に「福引大会」を行い和気あいあいの中、楽しい時間を過ごしました。



小川会長



高須東村山税務署長



内藤立川都税所長



丸山西東京市長



橋本東村山税務署副署長



交歓会場



マイスターの紹介

ご案内



公益社団法人 東村山法人会 第5回 通常総会

期 日 平成29年 5月31日(水)

会 場 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)
※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せは、東村山法人会 ☎ 042-394-7654

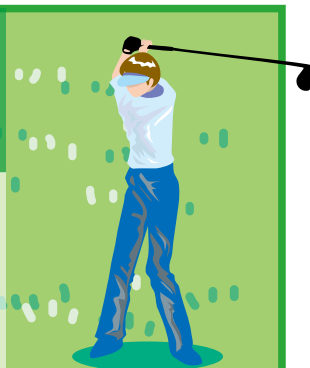
ご案内

東村山法人会 第24回 厚生親睦チャリティゴルフ大会

日 時 平成29年6月8日(木) スタート8時 雨天決行

会 場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 ☎ 042-394-7654



報告

賀詞交歓会 新入会員紹介及び 福引実施報告

1月17日(火)立川グランドホテルにおいて開催された新年賀詞交歓会場で新入会員紹介と福引大会が開催されました。先ず、平成28年に入会され、交歓会に参加された9名の新入会員の方々の紹介が行われ、井上組織・厚生委員長から記念品が手渡されました。その後、恒例の福引大会では受託3社から景品や役員賞の番号が発表されるたびに、歓声が沸き大いに盛り上がりました。



新入会員の皆様



福引大会 会長賞当選者と会長(左)

厚生連絡協議会実施 **報告**

12月6日(火)法人会館において法人会の本部役員と組織・厚生委員及び受託保険会社等の幹部並びに推進員・代理店の皆さんが一堂に会し平成28年度厚生連絡協議会が開催されました。

小川会長と井上組織・厚生委員長が挨拶の後、大同生命保険、AIU 損害保険、アフラック、クレディセゾンの順で各社の福利厚生事業の内容、推進状況等が報告され、会員にとってメリットのある事業であることを認識できました。その後、マイスターや推進員の紹介を行うとともに、協議会後には意見交換会が開かれ法人会と受託会社相互の情報交換並びに意思の疎通を深めました。



井上組織・厚生委員長



意見交換会会場

報告

小平ブロック 忘年懇親会実施

平成28年12月12日(月)18時より四季亭にて40名の参加により開会されました。担当支部第2支部の奈須総務委員の司会により、担当の豊田支部長の開会の辞に始まり、窪田副支部長の代表挨拶、ご来賓を代表して小川会長よりご挨拶を頂きました。



小平ブロック忘年懇親会

引き続き井上組織・厚生委員長の乾杯の音頭により大懇親会が盛大に幕を開けました。今年は熊本の大震災や、北海道・東北の度重なる台風被害と大変な年ではありましたが、忘年会ということで宴会は大いに盛り上がり、会員同士の懇親を深めることが出来ました。最後に来年の担当である林第3支部長の閉会の辞と一本締めにより大宴会がお開きとなりました。

小平第3支部 親睦新年会実施

報告

平成29年1月30日(月)午後6時より、親睦新年会を一橋学園の「一龍」で開催しました。はじめに経営者大型総合保障制度のご案内をさせて頂いた時には、場の雰囲気は少し緊張気味でしたが、爆笑ミニコンサートがあったり、恒例の協賛ビンゴ大会があったりと、徐々に打ち解け、集合写真を撮影するときには参加者37名の笑顔が溢れていました。



爆笑ミニコンサート



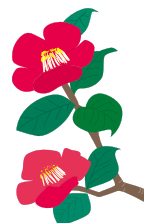
集合写真





小平第4支部 新年会実施

平成29年1月20日金曜日午後6時より、第4支部会員の弥左衛門にて新年懇親会を開催しました。宇根支部長の年頭の挨拶に始まり、今年は10件以上の加入を目指したい豊富を語られた。窪田副ブロック長ほか13名の会員さん参加のもと時間の過ぎるのを忘れる程和気あいあいと懇談が続いた。



小平第4支部 新年会

東久留米ブロック 忘年情報交歓会実施

報告

12月7日(水)、東久留米商工会館においてブロック研修会に引続き忘年情報交歓会が開催されました。

川嶋総務委員の司会のもと、三沢副ブロック長に乾杯のご発声をいただき会が始まりました。和気あいあい雰囲気の中で互いの親睦を深めることができました。



三沢副ブロック長

法人会行事のご案内

平成 29 年 1 月 25 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
3. 1(水)	13:30	決算法人説明会	法 人 会 館	3.24(金)	13:00	事業承継個別相談会	法 人 会 館
//	16:00	第6回広報委員会	//	4. 5(水)	13:00	労務経営相談会	//
3. 4(土)	13:00	青年部会主催租税プロレス	嘉 悦 大 学	4. 6(木)	13:30	決算法人説明会	//
3. 6(月)	14:00	第4回女性部会役員会	法 人 会 館	//	15:00	第1回組織・厚生委員会	//
3. 9(木)	16:00	第4回理事会	//	4. 7(金)	13:30	決算法人説明会	//
3.14(火)	14:00	個別融資相談会	//	4.11(火)	10:00	源泉所得税実務研修会	//
//	14:00	経営シミュレーションセミナー	//	//	14:00	個別融資相談会	//
3.15(水)	13:00	労務経営相談会	//	4.12(水)	15:00	第1回税務教室	//
3.17(金)	15:30	ホームページ活用セミナー	//	4.13(木)	16:00	第1回事業研修委員会	//
3.21(火)	14:00	第10回税務教室	//	4.18(火)		第5回青年部会報告会	//
3.22(水)	13:30	新設法人説明会	//	4.19(水)		第5回女性部会報告会	//

本誌の表紙に
ご応募頂いた方
のお写真をご紹介します。



皆様振るってご応募ください。



所沢市 三宅 正人さん

1 時間まで 無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の 法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

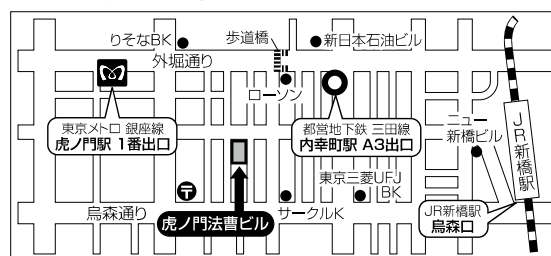
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口) 徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口) 徒歩5分
JR「新橋」駅(鳥森口) 徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。

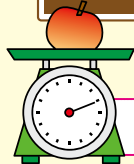


◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

Recipe たらこのスパゲティ

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

- 1 大きな鍋にお湯が沸いたらスパゲティを茹でる。8分
- 2 大きなボールに、たらこの身をスプーンなどで薄い皮の中から取り出し、蟹の棒をほぐし、マヨネーズを入れて混ぜる
- 3 スパゲティがゆで上がったたらざるに上げ、水を切って、2の大きなボールに入れて良く和えたら、お皿に移し、レタスとのりを載せたら完成です。



材料

スパゲティ……220g
たらこ…1ハラ(60g)
蟹棒……………3本
マヨネーズ……40g
塩コショウ……少々
のり……………少々
レタス…………少々

税に関する質問募集

4月から会報誌に「**教えて税理士さん!**」コーナーを開設します。経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん!」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp
ファックス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。

教えて税理士さん!

クリック

問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事も募集しています

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写真 2950 × 2094 ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)

記事(文書) 200 ~ 400 字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先 東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654

〒189-0014 東村山市本町 1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

記事の訂正及びお詫び

第248号(平成28年12月号)17ページに掲載しました立川都税事務所長感謝状受彰者紹介の記事におきまして、会場を立川グランドホテルと記載しましたが、東京都立川合同庁舎の誤りでした。お詫びし、訂正させていただきます。

公益社団法人東村山法人会報[249号] 平成29年2月20日発行

発行: 公益社団法人東村山法人会 編集: 公益社団法人東村山法人会 広報委員会

〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作: 株式会社 国栄

禁
無
断
転
載